

平成28年度 第2回  
南丹市市民参加と協働の推進委員会 発言録

日時 平成28年10月24日（月）午後1時40分～

会場 南丹市役所 3号庁舎2階 第4会議室

出席者 関谷委員長・秋田副委員長・片山委員・村上委員・小林委員

【事務局】中西地域振興課長・山田課長補佐・中野係長・久野主任

傍聴人 なし

1. 開会

発言者	発言内容
事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から南丹市市民参加と協働の推進委員会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様にはご多用の中、ご出席賜りましてまことにありがとうございます。秋田委員につきましては、少し遅れられるということで、ご報告させていただきます。</p> <p>それでは進行につきまして、委員長の方でよろしくお願いいたします。</p>

発言者	発言内容
委員長	<p>そうしましたら、次第に沿って進めたいと思いますけれども、まずはじめに、委員からいただいておりますご意見とご質問については、最初の意見交換の議題の次でよろしいですか。</p>
委員	<p>はい、構いません。</p>
委員長	<p>そうしましたら、まず意見交換というところで、始めさせていただきたいと思います。</p> <p>今回、次期「南丹市市民参加と協働の実施計画」についてという事なんですけれども、委員の意見で「事前の資料配布がありませんでした」という事だったんですけども、これはみなさんわたっていなかったという事ですかね。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
委員長	<p>そうですね。私は事前に目を通していたんですけども。</p> <p>では取り合えず、次期「市民参加と協働の実施計画」について、ご説明を事務局からお願いします。</p>

2. 意見交換

○次期「市民参加と協働の実施計画」について

事務局	<p>皆さんお忙しい中、市民参加と協働の推進委員会にご出席いただき、ありがとう</p>
-----	---

ございます。

市民参加と協働の実施計画につきましては、現行の計画は、平成 26 年度から 3 年計画という事で策定されまして、これまで年度更新を重ねて今までやっております。

次期計画といたしましては、平成 29 年度から 31 年度の 3 年間となります。

これまでのご議論から、計画でありながら目標が載っていないというご意見もいただいております。他のご意見もあったかと思うんですけど、そういったご意見を踏まえまして、今回の会議にてご提示をさせていただいておりますのは、計画の策定に向けまして、掲載する項目について意見交換していただくための案という事で、現行の 28 年度の計画に項目の追加、区分の切り分けを行った案を、お示しをさせていただいております。

こちらの計画をご覧くださいまして、追加、削除、区分の変更等のご意見を頂戴し、決定しました項目について、時期が到来しましたら各課への照会を行いまして、取りまとめ、また直近の委員会で計画案のご提示をしまいたいと考えております。

案につきましてはの説明をさせていただきます。先ほども申しました通り、内容につきましては 28 年度のままでございます。まず、表紙から 3 ページまでにつきましては、特に変えたところはありません。4 ページから 15 ページが第 2 章ということで、市民参加について書いてあるページです。各ページに市民参加における目標という欄を設けております。ここには市民の皆さんの意見が市政に反映できる仕組みづくりという意味での目標、指標を挙げるという欄にしておりまして、また担当課に投げかけまして、担当課で目標を考えていただくという風に考えております。

7 ページですけれども、以前の担当課照会結果を反映いたしまして、これは専門性を有するなどの理由で公募を行っていない審議会等というものに入っていたもののうち、公募を検討すると回答のあったところにつきましては、ここにありますように、現在公募を行っていないが公募の導入を検討している審議会等という欄を設けまして、こちらで切り分けを行っております。

あわせまして、専門性を有するなどの理由で公募を行っていない審議会等の方につきましては、公募を導入していない理由欄の追加をしております。こちらの委員会のスタンスとしましては、出来るだけ公募にさせていただきたいという事は、今後増やしていくという事になります。

第 2 章としましてはこのような形で、次に 16 ページから 21 ページが、第 3 章協働となっております。こちらにつきましても、各ページに協働における目標という欄を追加しております。ここには協働という事で、市民と行政がそれぞれの役割を自覚し、対等かつ自由な立場でお互いを尊重し、役割分担をしながら公共的課題の解決にあたるという意味での目標値を挙げてもらうという欄にしております。これが 21 ページまであります。

22 ページ、23 ページが第 4 章の仕組みになります。こちらも各ページに仕組みにおける目標という欄を追加しております。ここには、行政が積極的に情報を発信

	<p>し、市民との意見交換や交流の場を積極的に持ち、ひと・もの・コトをつなぐ仕組みづくりを積極的に進めるという意味での目標、指標をいれるという欄にしております。</p> <p>追加項目等につきましては、以上の通りでございます。意見交換の方よろしくお願いたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ということで事務局から説明がありましたけれども、来年度から3年間の今後の実施計画ということですけども、大きく言いますと、各項目に実施目標あるいは市民参加における目標といったような欄を加えるということですね。それから、この委員会でもたびたび議論になっております、公募の委員会の、公募を行っていないが導入を検討しているものと、それから公募を行わないというところの切り分けをしたいといったようなところが変更点ということになりますね。</p> <p>そうしましたら、この来年度からの計画についてですね、ご意見頂戴したいと思います。</p> <p>まあ、この目標という欄が一律に設けてあるんですけども、項目によっては標記の仕方をもう少し工夫をする必要はあるかなとは思いますがね。例えばですけども、パブリックコメントで言いますと、実施の時期、これは現行の計画で実施される予定の事業ですよ、おそらく。ですから、例えば旧年度中までに行ったものと、それから年度内で予定されている今後の計画に対して、両方併記した方がいいのではないかなと思います。他の項目もこのようにして、現行までに行われた時期とか予定とか人数とか、そういったものを書けるものは書いていただくとか。そして今後の3年間の目標を数値化できたりできなかったりしますけれども、両方書いていただいた方がいいかなというふうには思いますけれどもね。</p> <p>委員の皆さんからのご意見をぜひ頂戴したいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>これはあくまで3か年の計画であって、それぞれの年度に目標や指標のようなものを出していくということなんですね。すなわち、3ページには2番のところに、当実施計画は3か年計画とし、年度ごとに見直しというか、毎年調査を行い今後の方針をまとめますという一番最後の行で、基本方針としては3年間で、毎年更新して最新版の物を出すということになるのかなと。</p> <p>あと、5ページの今委員長の言われたことに関連してなんですけれど、目標ですよ、具体的にどんなことが入るのか。例えば何人の方を目標にしているとかね、そういう事なのかなと。なんですけれど、じゃあ目標を立てたらそのために何をするのかということも、当然目標達成のためにはないといけないので、目標を立てた根拠とかね、その辺はしっかりしてほしいというように思います。</p> <p>それから次のページの2番の市民公募なんですけれども、私は毎回言っているんですけども、6ページは今公募を行っている審議会、7ページの下に導入を検討している審議会、これが4審議会ですよ。8ページ以降は専門性を有するなどの理由で公募を行っていない審議会がずーっとあるんですけども、もう一度7ページの表と表と間の文言を見てみなすと、関連する団体を通して委員を推薦いただく場合が多くあると、それも市民参加だと言っているんですけども、あくまでこれはね、</p>

	<p>いわゆる充て職なんです。公募とは違うんです。公募とは相いれないものですので、推進するといっているのは公募なんです。だからここは同じものじゃないという事は認識していただきたい。</p> <p>それから、公募を行っていない審議会等ということで、今後も行わない、現時点では行わない審議会ということになると思いますが、私が今思うところは、やっぱり施策の行政の相手ですね、当事者、当事者はやっぱり入れるべきですよ。例えば防災計画だったら、しなければならぬ人を入れる必要があると思っていますよ。そういう意味からいうと、8ページでは一番下の交通安全対策審議会、これも道路などを利用されている方の代表を入れるとか。9ページでは、真ん中の有線テレビ放送番組審議会に視聴者の方を入れるとか。一番下の健康づくり推進協議会とかね、それもやっぱり関係のある人を入れるとか。右側ではね、中ほどの地域自立支援協議会なんです。これも充て職なんでね、当事者団体も入れられておられますけれど、やっぱり充て職では違うなど。やっぱり充て職ではなく、よりこのことに熱意のある人を入れるべきだと。ひとつとんで地域福祉計画も同じです。それから11ページでは、中ほどから後、農業振興推進協議会も、やっぱり頑張って汗を流して農業をやっている人を入れるべきだと思うし、野生鳥獣対策運営協議会もそうです。被害者の方がたくさんおられますのでね、こういう人たちの意見を取り入れてほしいと。それから水道審議会もね、水道利用者の意見を入れてもらうとか。今私の思うところでも結構あるので、もっともっと追求してほしいと思うんですよ。でないとね、この実施計画にうたう、少なくとも積極的に推進するという市の宣言通りにはなっていないと思います。</p> <p>あとちょっと思うところでは、15ページの、後でも触れますけど、一番下の市政のご意見箱です。ここにね、後ろの方に事業の概要と要望等の対応方法に同じ文言が書いてあるんですけども、基本的に、市の回答をホームページに掲載するというようなことが書かれています。これはぜひこの文言通り守ってほしいと。あまりにもホームページに掲載されている回答が少ない。例えば前回の資料でも、年間80件あったにもかかわらず、1件しかありません。私も2、3日前に確認しましたがけれど同じです。全然改善されていません。</p> <p>それから、17ページの事業の委託ですけれども、この中に私たちの議論している市民協働に関して、まちづくりデザインセンターは委託ではないのかどうか、ちょっとここには書いてないんですけども、教えてほしいなど。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>はい、非常に多岐にわたりますので、順番に検討していった方がいいかなと思いますね。</p> <p>まず最初の5ページ、パブリックコメントに関して私がちょっと申し上げましたように、現状で行われた実施時期、それから予定年度内で予定されている実施時期という事で、併記していただくのがいいかと思いますね。</p> <p>それから6ページ、現在公募している審議会に関しましては、例えばですけれども、28年度時点での公募の実績みたいなものを記入していただいて、目標といっても結局公募人数若干名という事しかありませんので、目標というのを具体的に人</p>

	<p>数で示すのか、あるいは現行の委員にもっと増加してもいいのか、あるいはこの範囲内でとどめるのかという、そういったことになるかと思います。ちょっと表現を工夫していただく必要がありますよね。多分目標と言っても結局この公募委員の人数になってしまうんですかね。</p> <p>それから7ページ、委員からご指摘いただいた点なんですけど、これらは条例や要綱の定めにより、関係する団体を通して委員を推薦いただくという事になっていますが、条例とか要綱にですね、いわゆる充て職しか委員になれないというような項目はあるんですか。そういう風にはなっていないですよ、おそらく。</p>
事務局	<p>要綱だと思いますけれども、具体的な名前まではおそらく書いていないと思います。</p>
委員長	<p>もちろんそうですけれども、それに限定するというような文言はさすがにないと思うんですよ。という事ですから、委員が言われるようにそういう委員も選ばれるけれども、さらに公募の委員もあってもいいという事ですね。ですからこの部分は、市民参加の態様を確保していますとありますけれども、確かにこれでは参画と言えないというか、事実だなと思いますね。ちょっとこの部分は例えば、さらに公募委員の公募を増やすとか、公募の仕組みを導入するとか、そういった表現をここに入れていただく必要がありますね。</p> <p>それから、現在公募を行っていないが公募の導入というところの目標も、これも結局現在公募が無いんですから、目標というのは結局公募人数なんですかね。</p> <p>それから8ページ、この委員会でもいわゆる公募を行っていない委員会のことがたびたび問題になっていますけれども、導入していない理由というのは、これはヒアリングしていただいた結果がこれだという事ですよ。一番最新の各委員会の管轄部署の回答であると。ただ、委員がたびたび言うておられますように、確かにまだまだ公募委員が入ってもおかしくない委員会がたくさんあります。なかなか同じ委員会で繰り返ししてしましてもですね、同じ回答しか出てこないという事になると、公募が進まないという事になりますよね。こういうのはどうしたらいいですかね。例えば私の意見でしたら、担当課の方にこの会議に来ていただく。まあ先ほど委員が言われたような、こういう委員会なら公募の委員があってもいいんじゃないかというようなところの委員会の担当課にちょっと来ていただいて意見交換をする。そういった対応策もあるかと思いますね。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>今委員長が言われたことに対しては、私の資料の2番目なんですけれども、ちょっと読み上げますが、委員会として以下の事項について文書により市長に意見を述べていきたいです。私はこのことを毎回言っていますが、市自身が言われていることをこれまで少しも実行されず、今後実行される保証もないので、いわゆる市長に意見を述べることも仕方がないと思っております。こんな市役所に対して意見を言わない委員会なら、委員会は無いも同じです。第三者委員会ではありません。その下なんですけれども、公募の話です。審議会等の委員の公募を推進すると市はされていますが、現状も計画も公募を行っていない審議会はまだまだたくさんあると。私としては出来ると思っておりますし、現状も計画もその姿勢とはほど遠いものだと私は思っています。特に専門性の高い審議会、本当に専門性の高い審議会等以外は公</p>

	<p>募委員の導入を原則として、それと整合した市民協働実施計画にしてください。文書として委員会で、条例にも書いてあるわけですから、市長に意見を述べてほしいと、述べていきたいというのが私の考えです。</p> <p>もう1点ね、2枚目の真ん中の私の意見の所です。もう一度、審議会等委員の公募の推進についてというところなんですけど、この9月5日の審議会一般質問で、ある議員が若者の審議会への登用をという質問をされました。それに対して市長は、視野に入れながら実施をしていきたいと答弁をされています。視野に入れながらというのは、市民協働実施計画にうたう公募委員の積極的推進の言葉に比べるとはるかに弱いと思っています。視野に入れたけどできないと言われるかもしれません。積極的にやると言っているのにやると言わない。これが市のトップの認識なのでしょうか。これは議員が若者と言っていますが、こういう枠の設定をして公募をかけるという事も、特に若者に対しては、女性に対しては思います。</p>
副委員	<p>はい、今のご意見2点で、一つ目はこの委員会として市長へ意見を述べるべきではないかという意見ですね。それから二つ目はこれも同じことになりませんか。特に若者とか女性とか指定をした公募の仕方というのも検討していなければならぬという事ですね。いかがでしょうか。公募に関しては何回も取り上げているわけですが、各委員会のご回答がこういうことになると、当委員会としてもそういった方法を取ることが必要になってくるのではと思います。</p>
委員	<p>よろしいですか。私も何らかの段階で市長へ意見を述べる機会というのは必要になってくるのかなと思います。あとちょっと別件ですけど、8ページの公募を行っていない審議会等の一番上の公有財産の利活用及び処分等に関する検討委員会は、公募を行っているのを見た記憶があるんですけども。</p>
事務局	<p>あがっておったんですけども、公募をしていない団体を調べたときに公募0ということで返ってきたんですね。調査段階ではという事ですので、また変わってくるかと思います。</p>
委員長	<p>この段階後に公募をするようになったという事ですか。逆ですかね。</p>
事務局	<p>前後がどっちかまでは今はちょっとわからないんですけども。</p>
委員長	<p>もともと公募をするというのがあれば、公募を予定しているところに入れた方がいいんですかね。</p>
事務局	<p>おそらく次の計画の時にはそちらに入ると思います。</p>
委員長	<p>大きな点で言うと市長への意見というのがあるかと思いますが、それから実施的にどうなるかというところに関しては私が先ほど提案したような、各管轄部署の方に参考意見を出してもらいたいようなことも必要かなと思います。市長に意見を出しただけでは個々の委員会でどのように検討されたのか、なかなか把握できないような気がしますので、ここに指名をして出ていただくという事も検討してもいいかなと思います。</p> <p>他の委員の方々はいかがでしょう。今公募のお話しですとずっとやっていますけれども。</p> <p>公募を行っていない審議会はずっと11ページまでありますよね。それから12ページの意見交換会、公聴会、説明会、出前講座、これの目標というところとどういった表現</p>

	<p>にしたらいいんでしょうかね。例えば懇談会や出前講座なら、私が申し上げたように旧年度中の実績、それから新年度、1年目の目標、まあこれは随時ですから開催回数、人数とか、ちょっとこれはどういうかたちになるか分からないんですけども、具体的に書いてもらって。他の部分もそうですね。まずは実績を載せてもらうというのが一つ言えるかなと思いますね。各意見交換会、公聴会、説明会、講座の平成28年度の実績を出していただいて。そんなところですかね。</p> <p>それから14ページのアンケート、共同研究、まあこれも同じですかね。28年度中の実績、そして翌年度の目標をとという事になりますかね。</p> <p>その他項目を決めずにご自由にご意見出していただければと思います。</p> <p>先ほどのですね、15ページの委員の言われた市政へのご意見箱について、これは前回以降に情報政策課に聞いていただいたんでしょうかね。なぜ件数が少ないかとか。</p>
事務局	それについては前回ご報告させていただいて、また改めるというか考えていただくという事にはなっております。その具体的は方法まではわかりませんが。
委員長	どうしましょうその辺を。具体的にどうしてほしいとか。
委員	<p>私の資料にもあるんですけど、これも文書で市長に委員会として意見を述べてほしいと思います。市のホームページ及び本庁と各支所に設置の市政へのご意見箱に出された市民意見の件数に対して、ホームページに掲載の市の回答件数があまりにも少ないです。個人的な物や誹謗中傷以外は当然、どんな回答であれ市民に回答すべきです。市民に意見をお寄せくださいと言っておきながら回答さえしないというのは不誠実です。そのことだけでも市役所への信頼が無くなります。ちなみに前回頂いた資料の中で、意見が80件ありながら年間1件しか回答（※正しくは掲載）されていません、ホームページ上では。その時に、意見の内容は、新しい施策とか新しい予算を伴うものに関わることは回答しないということを担当課が言われているということを委員会で行われましたけれども、それはおかしいと。将来の夢とかね、意見をどんどん出してもらう。それに対して市がどんどん答えていくべきですよ。ここにももちろん、個人では当然回答しますと書いてありますが、私も出した意見があるんですが個人的にも帰ってこなかったし、誹謗中傷や個人に関する事はまさにその通りですので結構です。でも80件に1件しかね、この文言に照らしても該当していないというのは、明らかにおかしいと思うんですよ。せめて80件のうち10件くらいそんなものがあつたというならわかりますけれど、何回言っても、まして新規の施策に関わるようなものは回答しないというようなことも言っておられるのでね、委員会として市長に意見を述べていくべきだと思います。これからも改善される保証はないわけですから。今日時点がそうですよ。意見を何回も言ってそのときからホームページの回答件数は変わってないわけですから。</p>
委員長	前回個別に回答した件数とかそういったのは報告いただきましたか。
事務局	そうですね。おっしゃられたように、80件という件数なり誹謗中傷が何件あつて回答が何件というあたり、そういったご意見を以前からいただいております情報政策課とのやりとりの中で、その載せ方とか広報も含めて積極的に載せていくように改善するという回答を預かっていると前回ご報告させていただいたという経過

	<p>がありまして、その結果まだ変わっていないということなんです。また方法については推測なんですけれども、もしシステムとか導入が必要になりますと、予算とかとかの話がありますので、一定の期間がいるかもしれませんし、もっと簡単な、例えば PDF にまとめるとか、別のそういった方法であれば出来るかもしれませんし。そういった検討をいただいているという段階なのかなと。</p>
委員	<p>すでにね、ホームページに一定の回答がされているわけです、たとえ 1 件でも。それと同じ手法でね、回答すればいいわけです。もっと回答件数を増やすからと言ってね、システムを変えなくていいわけで、まさにこの文言の通りやってもらったらいいいわけで。年間 80 件というのは前回の資料にはっきりと書かれていました。でも回答された件数が何件かという事はなかったんです。私がホームページを見る限りでは 1 件だったというのが事実です。</p>
委員長	<p>個別に回答されている件数は把握できていますか。ここには出来るだけ個別に回答しますとうたっていますので、この件数もちょっと出していただかないと実態がわかりませんね。80 件中例えば誹謗中傷とか個人的なものが何件あって、それから回答したものが何件というふうな出し方をしていただきましょうかね。</p>
委員	<p>この文言をそのまま受け止めると、誹謗中傷、個人に関わるもの、宣伝といったものを除いて、多くの市民の皆さんと情報共有をすべきものは掲載しますと言っているんで、個人的なものでなかったら基本的には回答、掲載するべきです、この文言の通り。</p>
委員長	<p>まあ担当課とか事務局はわかっているけど市民は知らなかったとかね、初めて聞いたとか。当然そういった方もおられるでしょうから、やっぱり繰り返しになっても掲載しておくことは大事なことだと思います。</p> <p>となると、この部分に関しても市長への意見というか、検討しないといけませんね。</p>
委員	<p>当たり前のことだと思うんですけど、80 件に 1 件ではね。</p>
委員長	<p>個別に回答してあるものが何件あるのか分からないですけども。</p> <p>それから、17 ページですかね。委託に関しての所ですね。ここでも委員から質問がありましたが、これもよろしいですかね。</p>
委員	<p>これは聞きたいです。市民協働のまちづくりデザインセンターはここにはないのですか。あげていないのか、あがらなくてもよいのかという。</p>
委員長	<p>委託のリストに入れるのか入れないのかという事ですね。</p>
事務局	<p>市全体で見れば委託事業はもっともっとたくさんあるかと思うんですけど、この計画をあげる際に抽出して載せているのだとは思いますが、デザインセンターに関しては漏れておるようには思います。ここに載せるべき事業はまた精査する必要があるのかなと思いますが、デザインセンターはあげていかなければならないものだと思います。</p>
委員長	<p>そうしますと、まだほかにもここにあげてくるものがあるかもしれないということですね。それもちょっと含めてもう少しリストアップをお願いしたいと思います。</p> <p>20 ページの財政的支援、モノ支援の目標となると、どういう標記の仕方になる</p>

	<p>んですかね。なかなかちょっと難しいかもしれないですけども。やはり先ほどと同じように、どの表にしても実績を書いてもらうという事ですかね。具体的な目標を書けるのであれば、もっと貸出件数を増やすとか。</p> <p>他の部分も含めていかがでしょうか。</p>
副委員長	<p>目標を入れるなら前年度の実績もないと比べられないので、そこは入れていただきたいと思います。あとこれを見ていると、委託もそうですし協働事業もそうなんですけれど、抽出ですよ。どの基準で抽出されているのかというのが不明なので、一般の市民が見るとこれが全てだと思ってしまう可能性があるんで、そこを説明するなりしないと。全部載せると相当な件数になるので。</p>
委員	<p>逆にそんなにたくさんあるんですか。</p>
委員	<p>数えていると倍以上ありますね。もっとあるかも。</p>
委員長	<p>せっかく載せるなら全部載せた方がいいのか、もしくはこういう基準で載せていますというようなものを作るのか。市との共催だけでもそれだけ他にもあるということですよ。</p>
委員	<p>共催になると何百とか、相当あると思いますね。</p>
委員長	<p>ではやはり何かの基準がいますよね。全部載せるのが無理ならどういったものを載せるのかという基準が。</p>
委員	<p>まあ協働という観点でね、抽出しましたという事であればよいかと。</p>
事務局	<p>事業の委託の所なんですけど、今おっしゃられているように協働の観点から抽出というか、相手先が協働の観点として委託をしたというところを出しているんです。例えば営利目的で活動されている企業に委託をするというのはもっとも他にいっぱいあると思うんですけど、同じ委託の内容を営利を目的とした企業に委託するのか、市民団体やNPO団体に委託をするのかという時に、当然市が直接実施するよりも優れた手法であったり情報があったりという事で委託をしますけれども、より南丹市にとってメリットがあるということ考えた場合に、例えばですけども、もしかすると同じように市民協働の仕組みで町を良くしようという思いで活動されているNPOに委託をする方が、より南丹市のためになるんじゃないかなという場合については、出来るだけ市内の活動団体であったりNPO法人に委託をしていった方がいいんじゃないかという考えで委託をしているのが抽出をされているという事です。同じ金額を委託するとして、南丹市外の営利を目的としている企業に委託をするとしたら、その金額で自分の所のもうけも考えながらどういうふう to 実施をしたらいいのかを考えるとと思うんですけど、南丹市の市民協働の視点で活動されている団体であれば、必要経費はもちろんありますけれども、南丹市のいろんなことを分かりながらどうやればよい事業が出来るのかというようなプラスアルファの部分を考えていただけるんじゃないかということで、市民協働の視点から出来るだけ南丹市で活躍されている市民団体に委託をしていこうというようなことを地域振興課としては考えているところです。ずっと市民提案型の交付金の中でいろいろな団体が成長して行って、委託を受けられるくらいまで成長することを目指しているわけですけども、そういった時の受け皿になっていただけるような活動を支援しますし、その委託を受けていただく相手として、一般企業に委託をするより</p>

	<p>も市民活動団体から育っていった組織に委託をする方がより高まるという事を目指しているわけですね。そういった視点で抽出していった先にはこういったものがあるんじゃないかと。一般企業への委託とはまったく意味の違う委託という事ですね。その中でももしかしたら漏れているものがあるかもしれませんし、今言ったようなことが各担当課の中で意識をされて委託をされているのか、またそういうところを意識して抽出されているのかというところは疑問ですので、こちらの意図をもう少し説明して抽出していただかないといけないと思いますし、デザインセンターは確かに漏れていると思います。</p> <p>共催については、後援も入れると出すときりがないほどの数があるのではないかと思いますので、載せるのはなかなか難しいのではないかと思いますので、これは共催、後援すること自体が市民協働の視点になると思うので、どこで線を引くのかというところは難しいのかなと思いますけれども。</p>
委員	<p>他にもたくさんあるならば、ここに載っているものは代表的なものですよとか、そういった文言をどこかに入れた方がいいですね。</p>
委員	<p>確かにこれだと共催はこれだけしかないのかという誤解を招くかもしれませんね。</p>
事務局	<p>文章では一応はそれを表現してあるんですけど、表を見るとこれだけしか書いていないので、今のままではちょっとわかりにくいかもしれませんね。</p>
委員長	<p>これをちょっとわかりやすく標記できるように。</p>
事務局	<p>共催と後援はまた違いますので、共催は一緒に入って活動を共にするものですし、後援は市の名義だけを貸すという形になりますし、それが色々基準があって、後援申請を受け付けて許可が下りるんですけども、団体にとっては市の後援がもらえるということで、事業の信頼が高まるという意味では一つの支援の形ではあるんですけど、共催と後援は違いますし、そちらも入れるとなると数はもっともっと多くなります。もちろん営利目的の団体からも申請は来ますし、地域振興課だけが後援の受付をしているわけではないので、全庁的にとなりますと、把握できないほど多くなると思います。</p>
副委員長	<p>後援事業はいらないと思うんです。区切りとしてはこれでいいのかなと思っていて、これが抜粋なのか代表的なものなのかという表示だけでいいです。</p>
委員長	<p>そうですね。共催事業に関しては共催事業の中から市民と市が共に主催者となって事業を実施するもののみ記載していくという事を明記してください。</p> <p>それから委託なんですけれども、これもやはり前年度の実績も簡単にでも入れていただいた方がいいんじゃないんでしょうかね。まあ支障がある場合もあるかもしれませんが。</p>
事務局	<p>ただ、ひとつひとつに実績と目標というのはなかなか難しいので、委託事業と全体として前年度は何件委託があって次の年は何件委託を増やすとか、全体としての数字の方がいいのかもしれないですし、例えば協働の支援・補助もそうなんですけど、照明の貸し出しが今年は1件だったから来年は2件を目標にしようとかいうよりは、貸し出しをする備品が全体で何種目あったのが次の年には貸し出しできるものが増えたとかいうようなことなのかもしれないです。この備品の貸し出しについて</p>

	<p>も庁舎内でいろいろ考え方があると思うんですけども、やっぱり市の備品をどういった一定のルールを持って貸し出していったらいいんじゃないのかっていうことを地域振興課の方では考えているんですけども、なかなかその辺は浸透していないですし、貸し出すときに消耗する部分もあるし、個人に貸し出すのではなく団体に対して貸し出しをしましょうというような考え方自体が、庁舎内では今浸透していないというところがあるので、皆さんの税金で買った備品を市が使わない間は有効に活用していったらどうかという提案から進めていかなければならないということを見ると、一個ずつの目標ではないかもしれないです。</p>
委員長	<p>ですからまあ、項目としては委託、それから共催、ちょっと掲載項目をもう少し取捨選択をしていただきたいということですね。そして目標をまとめて記載していただく。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>非常に細かいところなんですけれども、書き方として5ページのパブリックコメントの意見を提出できる方というところが、これってあまりにも分かりにくいと思うんですけども。考えればわかるんですが、あまりにも分かりにくい。他の所を見ると市内在住とか在勤とか、もっとわかりやすい言い方をしているところがありますしね、工夫の検討の余地があるかなと。こういった意見を書くのは多分個人だと思うので。</p>
委員長	<p>事業所が結構書かれている表現になっていますが、個人の立場から見ると整理した方がよいかもかもしれませんね。ここの表記も少し検討したいと思います。</p>
委員	<p>それでもし言うのであれば、例えばですけど、もうちょっと目線を落としての意見なんですけれども、パブリックコメントってどういうものなのか米印で入れていた方がやさしいのかなと。難しい言葉がすごく馴染みやすい言葉に変えてあるんですけど、パブリックコメントにも何かあれば。</p>
委員長	<p>一応一行目がそれにあたるんですかね。施策時の企画立案に当たり、趣旨や目的などを公開し、計画を作成している最中に市民の意見を聞き、計画自体に反映させる手続きという事で、説明は一応されているんですね。ただこの説明とパブリックコメントが結びつくかというところとわかりにくいんですね。パブリックコメントとは、という言葉を入れていただけますでしょうか。</p> <p>それからあと全体的な項目とか章、節にこういったものを加えた方がいい、あるいは逆もあるかと思いますが、そういったところはいかがでしょう。まあかなりこれを作られている段階で精査されているようなので、それほど付け加えるような項目は無いのかもかもしれませんけれども。ちょっと個別に先ほどの共催とか委託という部分は、もう少し精査がいるかもしれません。</p>
委員	<p>ちょっと細かいことを言いますが、さっきの15ページの一番下のご意見箱で、事業の概要にも要望等の対応方法にも、後半に全く同じことが書かれているので、重複している文言を事業の概要に書かずに、要望等の対応方法にだけ書かれたら。</p>
委員	<p>その書き方で言いますと、委員のおっしゃるように、基本的には全ての回答を載せるか、個人的なものは別として、すべての回答を載せるべきだと。この文章だとホームページに回答を載せるのがいいみたいな風に聞こえるんです。基本的には載</p>

	<p>せない個人回答だけど、情報共有すべきものは載せますっていう。例外的に載せますという風に思えるので、もし直していただけるなら原則載せますよという方針にしていればと思うんですけども。</p>
委員長	<p>まあそうですね。下から3行目の多くの市民の皆さんと情報共有すべきと思われるものについては積極的に載せていくというのがまず原則としてあって、あとは個別の情報共有されるようなものではない回答は個別に回答する、といったような方法が本来のあり方ですね。そういう風なことでどうかという事を、情報政策課へ意見をさせていただきたいと思います。</p> <p>それから委員のご提案のように、まず公募委員が増えない、それから若者とか女性等の審議会への登用がなかなか進まない。この2点につきまして、今回は計画の審議ですのでこの場でというわけにはいきませんが、また次の委員会でぜひ市長に意見という形で検討してみたいなと思います。いかがでしょうか。どうも何回取り上げてても公募委員に関してはなかなか進まないということで。</p>
委員	<p>こんなこと言うのも情けないですけども、私としては書いてあることはやるべきだという事で、条例にはっきり第三者委員会は市長に意見を述べる事が出来ると。やっぱりそれをしない委員会はね、私はだめだと思いますよ。併せて、今2項目言われましたけれども、もう1件ご意見箱の扱いも合わせて市長に意見を述べてほしいと思います。</p>
委員長	<p>じゃあその3点について、次回また議題に検討していただければと思いますので。</p>
事務局	<p>すいません。委員長からもありましたように、これは計画を立てるものなので、市としてどういう目標を設置するのか、どう進めていくのかという視点で書かれている計画になっていると思うんです。例えばパブリックコメントの数を増やしていくというのは市側の目標ですけども、審議会の委員を募っていくというのもそうなんですけれども、それに対して市民の方々は、逆にパブリックコメントを出していただいたり、公募委員になりませんかと問いかけたことに対して公募委員をしますというふうに答えられる、出したものに対して回答があってこそその市民協働だと思うんですが、今ずっと市側の計画、市はもっとパブリックコメントを出していかなければならないというのはもちろんそうなんです、それに対して市民の方がどう対応していくのか、どう反応していただくのかっていうところは、先ほど女性や若者の登用だとかという話が出ていましたけれども、それはまた別の議論というか、じゃあ市民側としてどうしていったらいいのかというのが抜け落ちているんじゃないかと思うので、ここにはそこまで書ききれていないというところで、そこがなければずっとここで話し合いをしてもお互いに高まらないというか。</p>
委員長	<p>そうですね。まず一つは先ほどから出ています、実績をどうかということが必要だと思うんですね。パブリックコメントが何件あったとか、どういったコメントが出されてそれに対してどのくらい意見が出たのかという簡単な実績を掲載する必要があるかと思います。それを受けてどうしたらコメントがもっと集まるのかとか。それから公募委員も、公募をしても応募が無かったりすることがありますので、そういった委員会でどうしたら公募委員が集まるのかという、市民の側の目線で検討したいと思います。</p>

事務局	<p>募集しているという事自体が知られていないというところがありまして、実施計画というのは公募にしてもパブリックコメントにしても募集しているというのを見逃す場合があるので、事前にこんなことをしますよ、こんな計画がありますよというのがわかるように載せているんですが、募集しているという事自体を知っていただかないといけないという別のPRが必要なんだとは思っています。そこはこちらがまた、委員がおっしゃられたように、パブリックコメントって何というところからお知らせしないといけないのかもしれませんが。</p>
委員	<p>やっぱり主体はホームページなんですよ。パソコンをどれくらいの人が見るか、しかも毎日見る人はほとんどないと思うんですよ。でもそういう手段しかないのが現状で、それが不十分なことは間違いありません。例えば、今発行されている広報なんたんとかで委員会のコーナーを作ってそこに載せるとかね、最大限の努力をしないとイケないと思うんですよ。どれだけ努力したかですよ、市が働き掛けたのがスタートですから。だから広報でそういうコーナーがあってもいい。</p>
委員長	<p>おっしゃるようにIT媒体だけではなかなかそれ以上の公募が集まらないのは確かです。まあ広報紙に載せるという事でもありますし、この協働に関するチラシとかお知らせみたいなものを作って回覧していただくというのも一つの手かなと。これの簡易版のようなものを作るとか。ちょっとこれはなかなか全部見ていただくのは大変なので。これだけのことをしていますよとか、これだけ募集をしていますよとか、数ページで簡単にわかる様に作って、それを全戸配布するとか。</p>
委員	<p>私は市民の一人として、そこまでしてもらい必要があるのかなと。してもらっても、やっただけでも効果があるかというとなかなか。だからその都度こちらからアプローチをして。</p>
委員	<p>やっぱり調べないというのはあると思うんですね。その言葉自体もどのくらい浸透しているのか、どのくらい認知されているのか。</p>
委員	<p>現に広報は市民協働のページをね、ずっと連載みたいに2ページくらい割かれているんですよ。そういうスペースはあると思うし。働き掛けて答えが返ってくるわけで、公募をしていますよと言って公募をしてくるわけですから。それがどこまでやり切れているかですよ。こちらからのアプローチを。</p>
副委員長	<p>あとは市民側として、審議員に手を挙げるという事がいったいどういう事なのかどういふことかわかっていない。興味のある人は知っているんですけど。私はこども子育て会議の方にも出ているんですけども、審議員をホームページで公募をしても0人だったんですよ。誰かいないかって言われて、実はいろいろこういうことやるんだよって言って、数人が手を挙げたんですけども、挙げたら挙げたで、そういう場で自分の意見が実際に反映してもらえ、検討の土台に上がるっていう事にすごい意義を感じて、一生懸命発言する若いお母さん方も増えているんです。そういうのを見ると、知らないだけで、それをどれだけ自分事としてとらえて、子ども達のためにと感じてその会議に挑めるかどうかだと思うので、身近なところではそうやって子どもの会議の審議員さんを載せてみるとか。こういう意見を言っているんです、こういう場なんですというようなわかりやすい表現で紹介してもらっているのがいいと思うんです。そうすると、あそこのお母さんやってるのとい</p>

	う感じですがごく身近になると思うんですよね。そこら辺からやるのも一つの手かなと思います。
事務局	例えばそうしたら、今この審議会のページで、委員さんの業務内容のような欄があった方が良いという考え方ですかね。こういう意見が言えますとか。
副委員長	どうなんでしょうかね。審議会ごとにまた違ったりするんじゃないかなとは思いますが。
委員長	まあ今副委員長が言われるように、広報紙の一角に公募委員さんのインタビューを載せていただくとか。こんなことで応募しました、こんなことを言いましたというようなことを広報紙で載せてみたり。
事務局	実例があればおもしろいかもしれませんね。この場で発言したことがかたちになったとか。
委員長	何かありますか。公募委員さんが何かいい発言をされたとか。
副委員長	国からの施策が出来ているんだけども市が取り組んでないこととかで、こういうことができますよとか、子育て世代だけじゃなくて、少子高齢化だからどうやって縦につなげていくかっていう視点が無いと子育ても不安ですよとか、そういったところの支援を具体的にしているの、今ぱつと言われて、結構言ったことがかたちになってきているところです、子育て会議の方では。こういう審議会だと、変な話、持ち回りというか充て職が非常に多いんですけれども、子ども子育て会議の場合は、逆に手を挙げたメンバーの方が発言が多いんですよ。その前にちゃんと作文を書くので、自分の考えをまとめて出して審議されるので、そういうところとかも、自分ごとでできるというところが大きいのかなと思います。
委員長	そうすると、子ども子育て会議をちょっと紹介して、こんな公募委員さんがいてこんなことやっていますみたいなね、そういったことを広報紙で紹介してもらおう。そうすると審議会ってこういうものなんだ、審議会ってこんな雰囲気なんだということを広報紙で出していくと。そんなところでいいですかね。
委員	公募をするときにね、出来るだけわかりやすく一般市民に語りかけるように案内してほしいです。いいんじゃないですかね。成功例とか、こんな意見が出て私たちもよくなったしという内容なら。公募者がたとえ0人であってもね、めげずに懲りずにね、訴えてくださいよ。1人になり2人になり3人になります。
副委員長	ちょうど委員から女性、若者の審議委員を増やそうという話が出たので、子ども子育て会議だと年齢がそうなので、ちょうどいいかなと思いますね。
委員	それとね、やっぱり若者に参加できるような配慮をもっとしてほしいと。日程とか場所とか時間ですね、それも最大限努力してほしいです。
委員長	そうだと委員会としても夜間になったりとか必要になるんですね。 市政懇談会とか出前講座とか説明会で公募とかがあることについて説明されたりとか、そういう機会はあるんですかね。
事務局	無いと思います。出前講座はほぼないです。全部合わせて年間で1件や2件とかじゃないですかね。
委員	市政懇談会は良い機会だと思います。
事務局	年度初めは防災関係の出前講座だと、区長さんとかが変わられて、ちょっと勉強

	会をしようかという事も割とありますけれど、年間数件ですね。
委員長	やっぱりいろいろな機会をどんどん作っていただくというのが大事だと思います。確かに言われるように、まだまだ一方通行な部分も多いので、どれだけ本当のことを市民が受け取っているか、知られているかということですね。そういう事についてもアンケートとかってというのは無いんですかね。協働に関する市民意識というのは、まだしたことが無いんですか。
事務局	それだけというのは無いですね。意識調査の中に項目をいれてもらうとかなら。実施計画というのは市民の方にわかりやすくということと、併せて市役所の内部で、こういう視点で考えていかないといけないんですよってというのがあって、公募が必要ですよっていう事を気づいた時にしないといけないと思って行動したところがあるかもしれないです。それを庁舎内で話していかないといけないですね。
委員長	だいたい色んな意見が出たんですけど、こんなところでしょうか。大分事務局でやっていただかないといけないことが、来年に向けて検討を加えていただければと思います。大変かもしれないですけど。 そうしましたら、とりあえず来年度以降の実施計画に関する意見交換という事で、これでいいですかね。 そうしましたら次にその他ということで、委員からまたご意見をいただいておりますので、先ほど出ました意見以外でお願いします。

### 3. その他

#### ○委員からのご意見について

発言者	発言内容
委員	まず1ページの本委員会としてというところの大きな2番ですけど、6月24日付けで委員会事務局として委員の皆さんへの文章の中で、市民の八木町の方から何回かご意見をいただいている、それに対しての委員長のご意見という事で、後半の方で常任委員会の議事録について、ホームページに公開されていないことを指摘を受けていて、常任委員会のホームページ公開について提案という形で行う事を委員会で検討しても良いということを書かれていて、検討をしましょうという事で。私は賛成ですと。
委員長	ちょっと前のことで私の記憶があやふやなんですけれども、これは議会に対しての参考意見としてなんですかね。そういう形でしたよね、提案じゃなくて。
事務局	そうですね。この委員会から意見をという市長に対してとなりますので、議会へは立場的に意見が出来ないという事で、参考意見として投げかける方法になるかなと思います。先ほど審議会委員会の公開について資料を出したりしている中で、議会の委員会が公開されていないというあたりから公開についてのご意見があったかと思うんです。現状としては閲覧は出来ますという事で、ホームページには載せていないと。
委員	今回市長あてに議会のことを意見を述べても差し支えはないですか。
事務局	そこから市長がどのような見解を議会に対して述べられるかはわからないんですけども、意見すること自体はできるということです。

委員長	そうしましたら、委員会の公開という形をどうしましょうか。
委員	もう次回相談で。
委員長	わかりました。とにかく次回取り上げさせていただきます。先ほどの市長への意見という部分とも併せて次回の委員会で検討しましょう。
委員	委員の皆さんも他にも出したいものがあつたら次回準備しておいてくださいね。
委員長	じゃあこの件は次回ということにさせていただきます。
委員	<p>その次なんですけれども、この市民の方は委員会への意見をいろいろ期待していますみたいな趣旨で述べられているんですけど、この手元に頂いた資料で、市民協働条例が出来ました。その前段として検討する委員会が、私も公募委員として参入していたんですけども、この方が言っておられるのは、委員会開催段階でのたたき台が最終的に現行条例になったわけなんですけれども、その内容が変わっているじゃないかということをおっしゃっています。私も思うところがあるんです。8条にこういうことが書かれています。市民参加の適応除外という項があります。適応除外というは市民参加を適応しないよということで、このことは条例検討委員会はそのように検討されてきているのに、委員会のたたき台をぶっ壊す精神だと意見をいただいております。私はこの検討委員会に公募委員として関わった者として、私は事実を、委員長もそれならば調べなければならないと言われておりますので、経緯を申し上げます。</p> <p>検討委員会は初回の平成20年9月5日から始まりました。最終常務会議が翌年の平成21年11月12日ですと。この委員会の中で、これを受けて提言書を提出されたのが同11月26日です。その時点で委員会あるいは提言書にもですね、こういう適応除外という項目は一切ありませんでした。そして、提言書提出後、私たちの任期は提言書提出までですので、もう切れているわけです。任期の過ぎた私たちに、平成22年1月21日に条例概要なるものが送られてきて意見を求められました。8条の概要というのはその時に挿入されたんです。委員会が開催されることもあらず、当然任期も切れていますので委員会の開催もなかったと思いますけれども、私はこの情報は必要ないと書面で削除を求めましたけれども、結局そのままやむやみになったわけです。私は市民参加の適応除外という、もしかしてこの条例の理念にさえ反するようなものをこんなかたちで入れられたわけです。これが事実です。これが少なくともこの時の市の姿勢だったんです。市の委員会に対する姿勢なんです。市の市民に対する姿勢なんです。委員会が終了し、提言が終わり、委員の任期が切れたあとにこんなことをするなんて、と私は思いました。いい加減にしてほしいですという事で、こういうやり方も含めて私はこの条項は認められないと今も思っています。</p>
委員長	はい、ということです。ちょうどなんですけど、この条例に関しまして、事務局に地道に調べていただけないかとお願いをしていたんです。ということで事務局からご報告をお願いします。
事務局	適応除外の話とはちょっと違うんですけども、前に宿題としてもらっておりましたのが、議会の担うべきこと、市民提案制度、パブリックコメントというのが、たたき台の中であつたんですけど、条例の制定にあたってこの部分を削除すると

	<p>いう事があって、その経過は当時の担当から聞いておりました、まず議会の担うべきことにつきましては、議会の本来のルールに則ってその役割を果たしているのに、改めて市民が議会のことを考慮して役割を決めるべきではないという意見があったということで、また別途それは条例が制定されるべきだということで削除があったと聞きます。これが議会の基本条例という提案があったところなんですけれども、それが出されたという事でこちらの市民参加の条例からは削除されたというところなんです。</p> <p>それから市民提案制度については、この条例の中で各項目、市民の担うべきこと、行政の担うべきことというように理念的なことを述べている中で、市民提案については手法的な部分になるので、異質の性格だという事で切り分けて、結果的にその部分は市民提案型まちづくり活動支援交付金という別の形で設定することになったので削除となったということです。</p> <p>パブリックコメントにつきましても同様に、手法的なものであるということで削除されたというように聞いております。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。私の方で実は委員の言われたたたき台と現在の条例の比較をしてみたんですね。その中であまり細かいところまでは比べなかったんですけども大きく違っている部分が3つありまして、一つが今言われた議会の担うべきことという部分がたたき台の項目として入っていました。それから市民提案制度というものもたたき台に入っていました。3つ目がパブリックコメントという事で、この3つがたたき台には項目として入っていたんですけども、条例になりますと、この3つが条例の中には含まれなかったということでしたので、どうしてそういう経過になったのかということ事務局に調べていただいたということですね。</p> <p>結論的には、意見をくださった市民の方は主に議会に対してご意見を述べていました。議会に対する市民の意見がどうしてそういう仕組みができるのかと出されたんですね。結果的には言われたように、議会と市民の関係は市民の方が決めるべきではないという判断が出された。市民提案制度は、現在の市民提案型まちづくり活動支援交付金になっている。それからパブリックコメントは現在制度化されている。こういったことで条例からは無くなっているということなんです。8条のことにつきましては私も経過がわかりませんでしたので対象には挙げませんでした、という経過です。</p>
委員	<p>ようするに、委員会と提言書はイコールだと思うんですね。そこで条例という形に変わった時に、はい。</p>
委員長	<p>ですから市民の方は条例の、これは議会条例のことを言っているのかと思うんですけど、条例を改正して欲しいといったようなご意見を出されているんですけども、それでいきますと協働の条例も改正して欲しいというようなことに繋がるんでしょうかね。</p>
委員	<p>一定期間ごとに見直しを行うと書いてありますよ、14条に。市民の意見を反映したものになるように見直しをしますと。</p>
委員長	<p>もしそういうようなことになった場合、これはどういう形になるんですかね。これも市長へ意見になりますか。条例改正に対して意見をすると。ちょっと条例の文</p>

	<p>言を持っていない他の委員もいるので、もし次回また機会がありましたら条例などの資料を出していただいて、どうするか検討しましょう。資料が無い状態で意見を出すかどうか決められないと思いますので。</p>
委員	<p>条例を変えろとかそんなことは言わないです。適応除外なんていないんじゃないかと。そんなものあっても適応するなど。</p>
委員長	<p>いずれにせよまた資料の方をお願いできたらと思います。 そうしましたら他の意見を続けてお願いします。</p>
委員	<p>次に2ページの下なんですけれども、審議会と委員会の市民への公表なんです。基本的に傍聴に来てもらったらいいいですよという公表を。審議会等の議事録の公表は市のホームページ掲載という方法でされていますが、基準を決める必要があると思っています。議事録の公表というのは言い換えればホームページの掲載の時期なんですけれども、早い委員会、審議会では10日後に。遅いものは数か月、いや半年後のものもあります。例えば2回分を同じ日にアップしているものもあります。また、発言者の名前なんですけれども、A委員、B委員というように名前まで書いてあるものと、委員とだけ書いてあるものがあります。こういうものはやっぱり一定の基準を決めてほしいなと思います。何が妥当なのか、何が適正なのか。</p> <p>それから下の2番なんですけれども、開催することの公表はするべきだと。たとえ非公開のものであっても非公開ですよ、傍聴には参加いただけませんよという公表はすべきだと思っています。ほとんどの非公開の審議会は公表されていないんじゃないかと私は思っています。でも例えば6月29日に開催された入札監視委員会、これは非公開です。ホームページに公開されていました。</p> <p>次のページ3番ですが、審議会等の内容という項目があります。そこを見ると委員の氏名が書かれています。現時点の委員になっていないものが非常に多いです。最新のものにしてください。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>その点について事務局の方から発言いただけるようでしたら発言をお願いします。もし次回までにとということでしたら、次回に検討したいと思います。</p>
事務局	<p>今いただいたご意見を担当課の方に伝えさせていただいて、次回回答が得られればまた報告をさせていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>おそらく議事録の基準が無いんでしょうね。次回までによろしくお願いします。では続きをお願いします。</p>
委員	<p>ちょっと内容が変わるんですけども、地域おこし協力隊などが色々活動をされていますが、京都府でもですね、色々な取り組みがありまして、私は里の公共員という例を挙げましたけれども、園部町摩気地域に京都府委嘱の里の公共員が配置されました。目的は摩気地域の活性化と廃校跡の活用などで、市の地域おこし協力隊や集落支援員と共通することも多いと思われます。市は、里の公共員とのつながりも持ってほしいです。</p>
委員長	<p>はい、これにつきましては。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり摩気地域の活動に入らせていただいております、里の公共員とも協力して活動させていただいておりますので、繋がっているといいですか。</p>

委員	<p>分かりました。</p> <p>今思ったんですけどね、皆さんの発言に関しまして、やっぱり市から回答をいただきたいと思うんですよ。それもね、次回の委員会とかじゃなしに、とりあえず担当課はこういう回答だというのを返していただきたいと思うんですよ。2週間以内と書きましたけれども、そう遠くないうちに。</p>
委員長	これは具体的には、全般ですか。
委員	<p>そうですね。少なくとも担当課には翌日とまでは言いませんけれど伝えられると思うんですよ。伝えてもらうべきだし、それに対してすぐに担当課から回答をもらえとは言いませんけれど、そう遠くないうちにこういった回答でしたというのは伝えてほしいと思うんですよ。</p>
委員長	これについてはいかがでしょうか。
委員	個人じゃなく委員会として返してほしいです。
委員長	まあ形としては個人じゃなく委員会ですよ、ただそうなった場合にどうしても各委員への情報伝達が。
委員	<p>全員同じ文言のね、郵送なり。うちでしたら FAX でも結構ですし。言いつばなしにならないようにしてほしいし、次の委員会で回答されてもね、良い回答ならいいですが、全然進んでいないような内容をなんで今頃という事も多いので。</p>
委員長	お気持ちはよく理解できます。ただ全てというか全般となればなかなか事務局も大変ですので、優先順位をつけられてはどうですか。
委員	<p>そんな優先順位なんて。これはね、担当課に伝えるべきだと判断されるわけですよ。それは伝えてほしいと。検討しますでもいいじゃないですか。そんな 100 点の回答は求めないですよ。聞いたら返事をするのは当たり前の話で。</p>
副委員長	ということは、担当課にここで出た議題を述べました、その報告でもいいということですよ。
委員	<p>そういう事です。検討しますとかどういう反応がありましたとか。翌日返事をしてほしいとは言いませんから。</p>
委員長	<p>次回委員会までにはちょっと期間がありますから、もう少し期間というか幅を伸ばしてというかたちでいかがでしょうか。ちょっと 2 週間だと事務局が大変だと思うので、1 ヶ月とか。</p>
委員	言いつばなしはちょっと困るんです。
委員長	<p>もちろんそういう事ではなくて、他のお仕事もあるでしょうし、ここで出た意見を全て聞いているだけでかなりの時間を要すると思いますので、まあ 1 ヶ月以内くらいでいかがですか。ひと月内ぐらいになるべく問い合わせをいただいて、回答を合わせて示していただくということでどうでしょうかね。ではなるべくそういうことで、大変でしょうけれどよろしくお願ひします。</p> <p>では続けて。</p>
委員	<p>条例とまちづくりデザインセンターとの関係なんですけれども、私も条例づくりの委員会に関わったものとして、条例では第三者委員会を設けることがはっきりとうたわれています。ところが市が例えば NPO に委託をするという手法をとると。どんな手法をとるかというのは一切条例にはないんですよ。今委託された NPO</p>

	<p>になった経過も市民はわからないんじゃないかと。私は条例づくりの委員会の公募委員をしていましたが、私たち委員でさえ、そして市民も知らないところで手法を決めて、委託金も結構な額だと思います。額だけで言うわけじゃないですけど、どんな手法を取ってこのことを進めていくかっていうね、まさに一番大事なところだと思うんです。当然のこととして少なくとも委員会で検討されるべき事項だと思います。</p> <p>私はそもそもこういう市のやり方に不信と不満を持っています。他の審議会や委員会でも同じようなことがあるのではないかなと思うんです。何をするかという審議だけでなく、どのような手法でどのように進めていくのかというやり方も含めて委員会、審議会の中で検討してほしいと。</p>
委員長	これに関しましてはどうでしょうか。
事務局	おっしゃるように条例で手法までは書いていないと思います。中間支援センターを設置するということは条例にかかれておまして、手法については直接運営するか委託をするかのどちらかなんですけれども、それを第三者委員会で検討すればいいという事でしょうか。
委員	そうですそうです。中間支援機関を設けていう事を、少なくとも審議の対象にしてほしいと。それと今言われた中間支援機関はどこに書いてありますか、条例の。少なくとも委員会の中ではそんなものは全くなかったし、私自身としては条例にもないかなと思うんですけれども。これは協働に限らずそうだと思うし、他市町村でもそうだと思うんです。
副委員長	委員に質問で、おっしゃっていることは良くわかるんですが、今まちづくりデザインセンターにわからないうちに決まったっていうのが不満なんじゃないかな。今やっている事業自体に関しては非常に効果を上げていると思うんですけれども、他にそういった内容で出来る NPO は南丹市にはないような気がするんですが。
委員	今ここで言っているのは、手法が市だけで決められたんじゃないですかと。少なくとも委員会で審議されなければいけないんじゃないですかと言っているんです。NPO がどこであれそんなことは言っていないで、NPO に委託された経過も含めて、市だけで決められているんじゃないですかという事を私は言いたいんです。私は中間支援機関が入るなんていう事はイメージしていなかったし、第三者委員会が出来るのかと、それは必要だと思って、そのことについてはもちろん賛同もしましたし。
副委員長	私も同じ委員をさせていただいていましたが、中間支援団体がどうしてもやっぱり必要だよっていう考えでしたけれども。で、実際にこういうのが出来て喜ばしいことだなんて、これからどんなふうに変っていくのかなって思っていたんですけれども。
委員	まあ考えは委員の中でそれぞれあったにしても、委員会に提出された資料とか議題にそういうのはなかったかなと思うんですけどね。
委員長	まあそこがいいとか悪いとかじゃなくて、ここの委員会でそういうものを作る時に議題として取り上げるべきだったという事ですね。確かにデザインセンター設立の時には議題には取り上げませんでしたね。それはおっしゃる通りですね。
事務局	すいません、ちょっとすぐにここだということが見つからないんですけれども

	<p>も、その後も中間支援センターという言葉は書いてはいないですね、この条例の中にも。</p>
委員	<p>そこですよ。外部に委託をするというね、それを条例に書くのかどうかわかりませんが、書かないにしてもね、手法というのは非常に大事な事だから委員会の議題にあがるべきだと思うし、検討されるべきだと思うし、どういうやり方であれば一番効果が上がりますかというのは。</p>
事務局	<p>そうですね。当時に議題に上がらなかったのはなぜかというのは今ちょっとわからないんですけども、直接運営するのと委託をするのとどこが違うのかという事でよく言われるのですが、市の地域振興課で市民協働を今担当していますけれども、市民協働だけをここが担っているわけではなくて、色々な業務の中の一つとして市民協働の業務があって今この時間ここに来ているわけであって、常に市民の方が来られるときに、ずっと専門でその方の活動を支援したり活動を把握したりっていうことがしにくい状態なんです。市民の方は自分の活動理念を持って活動されているわけなんですけど、市の担当職員は異動もありますし、その都度変わるわけですね、その方への対応が。そのことっていうのは市民の方にとっても、自分の活動を通してわかってきて支援してくれるっていうところがある方がよりメリットがあるんじゃないかなと思うんです。その意味で、その市民活動を支援する専門の機関として中間支援センターを設置して、どこに委託をするのかということとはもしかしたら変わるかもしれないんですけども、今のところ南丹市で中間支援センターというかたちで支援が出来る団体がテダスしかないと思っていますので、そこが継続して支援することについても、過去の経過もわかり、じゃあ将来的にどういう風に活動していったらいいかっていう支援を、通しでする専門の職員がいるっていうのは、直営じゃなく委託をすることのメリットだと思っているんです。やっぱりどうしても市の中の職員が対応するっていうのはなかなか難しいです。先ほどの、すぐ回答をとおっしゃっていただいてそれが難しいということと同じことで申し訳ないんですけども、いろいろな業務をそれぞれ担っている中で、理想は市民協働のことだけにかかれる職員が1人いればいいんですけども、なかなか専門でそれを聞ける職員がなかなかいないので、そういう意味で市民活動を支援するなら専門の機関が必要だという事で、南丹市はより良い方をとということでお金を出して設置をしているという風に考えているんですけども。市民にとってもメリットのある事だと思いますし、直営でするよりも効果を上げていると思っています。別の方法で、いや直営の方がいいということになるなら、逆に市役所の中に異動をしない継続して支援することのできる職員の部署が必要になってくるかと思います。委託をして成果を上げていただいているものだけをあげようと思えば、それなりの職員を、同じですね。委託をしていて人件費が発生しているのも、市の職員のことを思えばまたそこに人件費が発生するという事なので、市の職員がすれば人件費が浮くということではないので。</p>
委員	<p>じゃあ委託をするとかNPOがどうかではなくて、そういう委託をするならする、そういう手法についてね、非常に大事な事だから、やっぱり委員会というものを持った以上はここで検討すべきだと。市だけで決めないでほしいと。</p>

事務局	おっしゃられていることはすごくよくわかります。市の方で決めてしまって、こうなりましたのでっていうことが多いので、この第三者委員会の中でも審議会に市民の方が参加していただいたりしながら、市が決めてしまってからじゃなくって決まるまでの所から話し合いを始めましょうという事を進めているわけですがけれども、委員もおっしゃっているようになぜその手法で決まったのかっていうところは、今となってはなぜはからなかったのか分からないんですが、手法を相談すべきだと思いますし。
委員	過去のことを言われるんじゃないくて、これからもいろんなことがあるかと思うんですけどね、手法って非常に大事なことから委員会を持ったならば審議会に落とさないといけない。
事務局	今は過去のことにしておっしゃっているんじゃないくて、これからの事についてもっていう事ですか、この中間支援センターの委託は。
委員	中間支援センターだけじゃなく他の事もですよ。中間支援センターは今回はどうでしたよねっていうのは私も体験しましたけれども、そういう事実を踏まえてね、今後は手法というのは非常に大事なことから、審議外で計画を立てるなら手法も含めて検討してほしいと。委員の意見を聞いてほしいというふうに思うんです。
事務局	デザインセンターについては、もう過去の事なのでこれから議論をするというものではないという事ですね。これから何か委託をするとしたときにですね。
委員	あの、悪いとは言っていないんで。でももうちょっとこうしてほしいとか思うところはありますよ。
事務局	ではデザインセンターについてはこれで今のところはいいという事で、市民協働の何か委託をするという事が発生した時にはここで検討するという事でいいですか。
委員長	事業委託に関しては色々な項目が挙がっていますが、これを委託させるときに所管の第三者委員会に案として出してほしいという事ですね。委託がいいのか、別の手法がいいのか、そこも含めてという事ですね。
委員	今回の条例を作るための委員会だったわけですよ。その条例を進めていくには委託をされたわけですよ。そのことは委員会の中では全く話になかったし、そこを私は言っているだけでね。
委員長	ですからデザインセンターでなくともこの一覧に載っているような委託事業も同じように所管の審議会でも取り上げていただくと。
委員	審議会があるならね、少なくとも議論の俎上に載せてほしいと。
委員長	委託事業がどうあるべきかという事ですね。委託をするべきかするべきでないか、そういう事も検討してほしいということで。
委員	手法というのは進むかどうかの重要な事じゃないですか。このことについてどのようにやっていくかというね。ここが上手くやっていけなかったら計画は進まないわけで。市役所全体で認識が出来たら私はいいと思います。
委員長	どうでしょうかね。とりあえずデザインセンターの委託に関わる事は過去のことで、今後委託等々の話が出た場合は是非検討していきたいという事で。
事務局	その手法を協議していただく場がある場合と無い場合がありますので、第三者委

	員会のような市民協働を行うような理由があって、ここに関わった委託が新たに発生をして、という場合は審議できるのですが、多くの場合がこういう場があって一つずつ委託するかどうするかという風に協議していただく場を持っていないので、それは難しいですね。ある場合はもちろん可能ですけれど。
委員	少なくともこれだけの審議会や協議会があるということは、計画を作った時はこれをどう進めていくかというようなことについても併せて議論してほしいと。少なくともその委員会の中では。
委員長	ただ先ほどから言われているように、17 ページの事業委託もすべての委員会に直接所管があるかどうかというのが一律ではないという事ですよ。
委員	出来ないものがもしあれば仕方がないけれども。
委員長	所管委員会があるものに関してはなるべく取り上げていただくと。
委員	手法についてまでね、出来るだけ第三者の意見を取り入れてほしいという事です。
委員長	まあそうなる、例えば事業委託に関するこの考え方としては、事業委託というのはどうあるべきかという事をこの委員会で検討するという、そういうやり方もありますよね。
委員	委託すればどうなるの、委託しなかったらどうなるのという、そういったところまで議論したい。委託しないとしたら他にはどんな方法があるの、というね。
委員長	まあそういうことも少しこの委員会の検討課題として先々取り上げていきたいと思えます。という事でよろしいですかね。 そうしましたら続いてお願いします。
委員	ちょっと具体的な提言なんですけれども、私は地域の課題に市民が応えられる南丹市になってほしいなと思っていて、こちらから各地域、区単位を想定しているんですけれども、現在の課題ですね、その課題に対して市民がどんな支援が出来るのだろうと、出来る支援があるとしたらそういうことについてね、照会をしてほしいなと思っているんですよ。照会の発信者は市でもいいし、まちづくりデザインセンターでもいいですし、それもダメとなればこの委員会でもいいと思っています。市民のニーズに対して市民が応えられる事もね、私は大きな市民協働だと思っています。市民の中にはこんなことだったら支援するよ、こんなことなら支援できるよという人もたくさんいると思うんです。そのことを進めていきたいなと思っています。
委員長	これに関してはいかがでしょうか。
副委員長	まあこれに関してはここで話すことなんでしょうか。ぜひ委員が自分のところで実際にちょっとでもいいから始められたらどうですか。そこから広げていくのがいいと思います。
委員長	文書照会というのはどういう事なんですか。
委員	ここに書いてある通りです。あなたの地域の課題はなんですかと文書で調査して、その課題に対して市民がこういう事ならば支援が出来る、こういうことを支援してほしいというようなことはありますかという問いかけです。
事務局	これはどこの地域もですけど、少子高齢化で悩んでいるのが課題です、何とか

	してほしいです、どこの地域も同じような課題を抱えているんですね。
委員	それは全体としての話だとしても、もう少し具体的な課題です。市民が出来る支援というのをね、大きな課題じゃなくても。個人的なものではなく、地域としてのね。
委員長	前に言われていた援農隊ですか。ああいったものを想定されているんですね。
委員	そうですね、そういう事も出来るように。一人の人間に対して一人が支援できるという。次のページの2番のところなんですけれど、私はいろんな分野で市民1個人でも市民を支援できる制度があればいいと思っていて、例えばそれは、市の子育てに関わるファミリー・サポート事業であり、私が隊員になっていますけれど、京都府の農作業を支援する援農隊事業です。この地域にこういう助けてほしい事があると、それに対して市民が一人でも行けるような、そういう南丹市になったらいいなと思って、それがファミリー・サポート事業であったりとか援農隊事業なんですよ。まああくまで私の思いですけれど。
副委員長	本当にこういうのが出来たらいいなと思うので、ぜひ委員がやってみてください。それで実現が出来たら進めやすいですよ、その方が。
事務局	その市民協働という話をいつもここでさせていただいて、いつも委員のご意見の最後には、市が何とかしろ、市が何とかしてくれないかというふうにおっしゃっているように聞こえるんですけれども、そこを行政だけではなかなかできないからそれぞれの得意分野で活動する人たちを増やしていきましょう、という事をここで話し合っているわけですよ。それをまた各区の区長さんに降ろして、区長さんはそれを取りまとめる役でもなんでもないと思うんですけれど、区長さんにそれを背負わして、聞いてもらって、あげてもらって、市が何とかしろというようにこれは聞こえるんですけれど。仕組みとしてならわかるんですけれども、それを今副委員長がおっしゃったように、地域ごとで何か始めてやってみるというようなことが無ければ、どこも課題だらけで支援してもらえないという事で悩んでいて、南丹市中ほぼそうですよね。それを何とかしようということで、先ほどおっしゃっていたような京都府の公共員が入ったり、市の集落支援員があつたりということで、民間も含めてサポート人材がいて、どうしようかという事をそれぞれの地域が考え始めているところで、それが実態だと思うんです。皆さん考えていますよね、課題が何か、それをどうしたらいいのかっていうのは。それを課題はなんですか、どうしたらいいですかっていうのを改めて問いかけるとどれだけ出てくるのかはちょっとわからないですけれど、課題だらけなので、それを何とか解決していく仕組みを作っていこうという事で、交付金事業があつたり、デザインセンターがあつたり、人材サポーターがいたりということで少しずつやっている中で。
委員	私は時間的にも余裕があつて、そんなことだったら私が支援するよ、お手伝いするよ、みたいな人はいると思うんですね。特に現役を引退した世代の人は。そういう人をね、やっぱり助けてもらう人はもちろん喜びますけれど、助けられる喜びも感じてほしいというのはあるし。
事務局	おっしゃっていることはわかるんですけれど、それこそ手法の一つなので、どうするかというところをここで議論する、この手法がいいのかどうかというところ

	を議論していただいたらいいんじゃないかと思うんですけども。それをここでいただいたらいいと思うんです。これを市に、この手法でやってくれ、まず区に投げかけてくれということではないですよ。意見の一つとして出していただいて、この場で議論すればいいということですよ。
委員	議論するという事は前に進むという事ですから。
事務局	そうですね。これを投げかけるかどうかを議論していくという事でどうでしょうか。
委員	ちょっと最後にね、このことに関連したことなんですけれど、教えてほしいことがあって、今経済的に困窮されている方が多くなっているという事で、私自身の経験なんですけれど、市民が市民を支援する、そういうことがいろんな分野でできればいいなと思っていて、農業の分野で実際に活動していますけれど、生活保護世帯と非課税世帯というものがあるんですけれど、どういう家庭が生活保護世帯であり非課税世帯なのかちょっと勉強させてほしいのと、南丹市の現状世帯数がどれくらいあるのかね、次回審議会でも1か月後でも結構ですので教えてほしいなと思います。
委員長	これは委員さん個人的に説明していただいたらよろしいですかね。直接当委員会とは関係ないと思いますので。
委員	これは一般の人にも言ってもいいんですか。公開されているとか。
事務局	要件とかくらいであれば。担当課に聞いてみないとわからないですけども。どこの誰とかは不可でしょうけれど、件数とか要件ならば申し上げられるかなと。
委員長	はい、ではそういう事でお願いします。 以上でよろしいでしょうか。
委員	はい。
委員長	ありがとうございました。 そうしましたらですね、視察の件とか、次回委員会等を含めて事務局からお願いします。

○先進地視察について

発言者	発言内容
事務局	<p>前回委員会の中で11月7日ということで調整をさせていただいておったんですけども、先方さんよりその日ちょっとご都合が悪いということで、最近改めてご連絡いただきました。11月中につきましては大変申し訳ないんですがということでご連絡がありまして、12月の16日以外であれば12月はいつでも大丈夫ですというお返事をいただきましたので、再度また日程の調整の方をさせていただきたいなと思っております。過日まちづくりデザインセンターにもお越しいたがまして調整をしている中で、長岡京市につきましては、付き合いは深いけれども長岡京市でなくてもいいんじゃないかという事で理事長からお伺いをしましたので、朝来市に絞ってということで書かせていただきました。</p> <p>概要につきましてはご存知かとは思いますが、申し添えさせていただきます。南</p>

丹市が 616.4 ㎏ ございます。そこに人口が 32,980 人。朝来市につきましては、403 ㎏ 対しまして人口が 30,652 人ということで、あまり変わらない地域特性を持っておられます。この朝来市なんですけれども、2015 年の 12 月 29 日に発表されました住みたい田舎ベストランキングというもので、田舎暮らしの本というものが書店とかコンビニエンスストアでも売っておりましたが、こちらの方で総合ランキング 1 位ということで、鳥取県の岩美町と同率で獲得されています。1 位になった理由としましては、空き家の改修費、遠距離通勤者への補助など、それらの移住者支援の制度の充実度が非常に高いということだそうです。一定期間移住希望者に格安で空き家を貸し出す体験住宅、並びに就農・移住の相談に応じる多彩な民間組織、それと大阪や神戸から車で 2 時間圏内のアクセスの良さなど、気楽に体験しながら移住を検討できる点が評価されました。南丹市につきましてもですね、大阪、京都、神戸からですと共に 2 時間圏内ということで、朝来市とあまり変わらない地域かなと思っております。

その中で、視察をさせていただきます内容につきまして検討させていただいたのが、朝来市の地域協働のまちづくりについてということでございます。朝来市は積極的に視察の対応もしておられまして、その来られる内容につきましてはですね、竹田城がありますので、竹田城を活かした観光振興というものも大変多いそうなんです。一方で多いのが地域協働のまちづくりについてという事だそうです。平成 19 年に策定をされました第 1 次朝来市総合計画には、自考・自行、共助・共創という事で、様々な言葉でやるべきことを示しておられます。市民と行政がそれぞれの役割と機能を分担する地域協働・地域自治システムを構築されました。地域協働・地域自治システムと言いますのは、朝来市の各地域のまちづくりを、市民や自治会をはじめとする市民団体、地域団体、民間事業者等と行政がそれぞれ自主的に、責任を分担し合い、連携・協力して取り組んでいく組織のことでございます。主体となる地域住民が、地域に必要なことや地域課題の解決に向けて、地域で考え、行動することを基本とし、より広い範囲で取り組んだ方が良い場合は、小学校区単位で対処するというものがございます。地域協働では地域自治協議会をはじめとする市民と行政が共に知恵を出し合い、汗をかきながら進めていくことが求められておられまして、地域協働でまちづくりを進めるときの市民と行政の間の協力・連携の考え方や取り組み方を明らかにするのが地域協働の指針という事で、これにつきましては 20 年の 3 月に策定されています。それを受けまして、朝来市のまちづくりを進めるための最高規範としまして、21 年の 3 月に自治基本条例を制定されています。その基本条例に規定するまちづくりの基本理念であったり基本原則を実現するために、具体的な行動計画として朝来市地域協働アクションプランというものを立てておられまして、それが 25 年度から動いておられまして、それが来年度最終年度を迎えるという事でございます。平成 19 年からですね、具体的に地域協働のまちづくりにつきまして取り組んでおられますので、朝来市の地域協働のまちづくりにつきまして視察をさせていただければという事でお願いをしております。

行程案としましては、12 月の便で言いますと 9 時 49 分に JR 園部駅に普通が到着します。南丹市役所駐車場を集合・出発の場所としまして向かわせていただけ

	<p>ればなと思っております。車につきましては10人乗りの公用車がございますので、委員の皆さま方並びに私共が参加させていただいていければなという風に思っております。南丹市役所から朝来市役所まで91kmということですので、概ね2時間くらいの乗車時間かなと思います。朝来市に着きまして、朝来市の地域団体で立ち上げられたような組織で昼食が出来るようなところもあるように伺っておりますので、そういうところで昼食が出来ればなということで、今いくつか案を頂戴しておるところでございます。そのあと1時から市役所でなんですけれども、朝来市での取り組みについてのご説明をいただき、もし時間が許すのであれば実際に活動しておられる団体の拠点となるようなところにも伺えればなという事で考えております。概ね2時間くらいの見学の時間及び説明を受ける時間を設けさせていただきまして、また2時間かけて戻ってきまして5時には南丹市役所の駐車場に帰着したいなという風に思っております。5時15分に快速がJR園部駅から出発しますので、その時点ではお送りさせていただけるように進めていければなという風に思っております。</p> <p>先ほども申しました通り、11月中につきましては視察は不可という事になりまして、12月につきましては16日以外であれば良いとの事でございますので、また日程の案を頂戴出来まして、またこの行程の中でこんなところに寄ってはどうかという案、並びに時間の行程案をお持ちであれば出していただければというふうに思っております。ちなみに朝来市役所から竹田城の城跡まで8kmくらいなので寄ろうかと思ったんですけども、下から見ても全く面白くないそうなのでそれは案から削除しました。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。そうしましたら12月中ということで別途調整いただくという事ですね。よろしくお願ひします。これでいかがでしょうか。朝来市ということでこれでよろしいですかね。そうしましたら12月中ということでよろしくお願ひします。</p> <p>そうしましたら次回の日程ですね。</p>

○次回日程について

発言者	発言内容
<p>事務局</p>	<p>昨年の第三回が12月18日だったんです。今から2ヵ月弱という時期なんですけれども、先ほど視察の日程も同じ時期ということで12月が良いかと思うんですけれども、その頃となりますと、また今月末位に日程の照会をかけさせていただいてになるかと思うんですけれども、そのような時期でよろしいですか。</p>
<p>委員長</p>	<p>12月か1月、一応12月中が望ましいですけれども。また別途次回の委員会の調整ということでよろしくお願ひします。</p> <p>今日の内容は以上となりますけれども、まだ何かありましたら。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員会の任期についてなんですけれども、当委員会の任期が2年間ということで、この3月までとなっています。また次期の任期が29年、30年となりますけれども、またこの委員会は公募委員を採用しておりますので、公募の方をまた今年度末までに行う予定をしております。今後ともよろしくお願ひいたします。</p>

委員	ということは2月頃に公募が決まるんですね。
事務局	そうですね、そうなると思います。
委員長	ほかに委員さんからご意見は無いでしょうかね。よろしいですかね。そうしましたら事務局の方にお返ししたいと思います。

#### 4. 閉会

発言者	発言内容
事務局	長時間にわたりましてどうもありがとうございました。それではこれを持ちまして、市民参加と協働の推進委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。